

〈論 説〉

# 被疑者実名報道と 名誉毀損・プライバシー侵害 — 報道機関の見解、司法判断を手がかりに —

山 田 隆 司

## 目 次

- 一 はじめに
- 二 被疑者実名報道に関する法的枠組みと報道機関の見解
- 三 被疑者実名報道に関する司法判断
- 四 被疑者実名報道に関する司法判断の検討
- 五 おわりに

## 一 はじめに

犯罪の被疑者とされた者らが<sup>1)</sup>、被疑事実の内容などを実名で報道されたことについて、名誉毀損あるいはプライバシー侵害に当たるなどとして、報道機関（本稿では、新聞社やテレビ局をいうものとする）<sup>2)</sup>を相手取って民事責任を追及する場合がある。果たして、こうした被疑者の実名報道は、民事上の名誉毀損あるいはプライバシー侵害に該当するのであろうか。

犯罪報道における実名については、社会的にみて正当な関心事であって、公

1) 本稿は、実名報道の対象として成年の被疑者（起訴後は被告人）に限定して論ずることとし、未成年者（少年）、精神障害者、自殺・心中をした者についての議論には触れない。また、近年、犯罪（事件）や事故の被害者の実名報道が論議を呼んでいるが、これにも触れない。曾我部真裕「『実名報道』原則の再構築に向けて『論拠』と報道被害への対応を明確に」Journalism2016年10月号83頁以下参照。

2) 曾我部・前掲注1) 83頁。

3) 事件報道と呼ばれることもある。

其の利害に関するものであり、報道する側の表現の自由から言っても、通常であれば違法性のない行為として容認されるべきであると一般に考えられている<sup>4)</sup>が、実際の裁判において、実名を報道されて提訴した原告は、どのように主張し、被告の報道機関は、どのように反論し、裁判所は、どのように判断しているか。また、そもそも、報道機関は、なにを根拠として「犯罪実名報道主義」を探っているのであろうか。日本において、実名報道を禁止する法令は、少年のときに犯した罪によって公訴を提起された者らに関する少年法61条の規定があるだけであるから、実際の裁判において裁判所がどのような判断をしているのかについて詳細にみていくことにする。

本稿は、被疑者の実名報道に関する法的枠組みと報道機関の見解について概観したあと、被疑者の実名報道が問題となった昭和末期から平成の時代におけるいくつかの裁判を時系列的に検討し、考察を深めることとする。<sup>5)</sup>

## 二 被疑者実名報道に関する法的枠組みと報道機関の見解

### (1) 被疑者実名報道に関する法的枠組み

新聞のニュース記事あるいはテレビのニュース番組において、犯罪に関する報道は、政治、経済、国際、スポーツなどの分野と並んで、読者・視聴者が強い関心をもつ主要なニュースの1つである。

犯罪ニュースにおける被疑者の実名報道は、主として人格権侵害との関係で問題になる。<sup>6)</sup>まず、特定の者を犯罪の被疑者として報道することは、公然事實を摘示して人の名誉を毀損する行為であり、原則として、刑法上の名誉毀損罪

4) 喜多村治雄「実名報道と人格権侵害」竹田稔=堀部政男編『新・裁判実務体系 第9巻 名誉・プライバシー保護関係訴訟法』336-337頁（青林書院、2001年）。

堀口悟郎「判批」法セミ741号110頁では、犯罪報道における実名の公表は、報道内容の真実性を担保するために不可欠であり、高度の必要性が認められるとして、少年事件の場合を除いて一般的に適法とされてきた、としている。

5) 本稿では、いわゆる「匿名報道主義」の意義、根拠、見解についても、基本的に触れないこととする。

6) 本節全体に、竹田稔『名誉・プライバシー侵害に関する民事責任の研究』14頁、59-60頁（酒井書店、1982年）、喜多村・前掲注4) 326-327頁。山田隆司『名誉毀損』（岩波書店、2009年）も参照。

(刑法 230 条)、民法上の不法行為（民法 709 条）に該当する。それにもかかわらず報道機関が免責されるのは、犯罪報道が社会の病理たる犯罪を周知し、再発防止や被害予防を図るものであり、一般に社会的関心の高いものであるから、通常、公共の利益を図るものと理解されており、刑事責任については、刑法 230 条の 2 に定められた「公共の利害に関する事実」であって（以下、「公共性」とする）、報道目的が「専ら公益を図ること」であり（以下、「公益性」とする）、かつ、その事実が「真実であることの証明があったとき」であること（以下、「真実性」とする）という免責 3 要件に該当することを前提としている。そして、同条第 2 項が「公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす」と規定しているから、刑事責任についての報道機関の立証は、「真実性」の証明に集中されることになる。また、民事責任についても、判例法理によって同様の枠組みが認められ、さらに、刑事・民事を通じて、「真実性」が証明されなくても行為者において「真実と信ずるにつき相当の理由があるとき」（以下、「相当性」とする）は責任を負わないという判例法理が確立している。<sup>7)</sup> そうすると、名誉毀損については、その報道の「真実性」の証明がなされるか、「相当性」が認められると、その犯罪報道に違法性がないか、または故意もしくは過失がなく、不法行為が成立しないと解されているから、民事責任は発生しないことになる。このように、名誉毀損の免責範囲が著しく拡大し、報道の自由は実質的に拡張されたとする評価がある。

犯罪報道には、①捜査着手前、②任意捜査、③強制捜査、④起訴、⑤判決言渡し、⑥判決確定、という諸段階がある（②から④への場合もある）と考えられる。<sup>8)</sup> 報道機関が、これらのどの段階において被疑者の氏名を明らかにして報道しても、公益性が認められる以上、「真実性」の証明あるいは「相当性」の証明ができるかどうかにかかっており、法律上、許されない段階はないとされる。もっとも、①捜査着手前、および②任意捜査、の段階においては、犯罪を立証

7) 刑事事件について最大判昭和 44 年 6 月 25 日刑集 23 卷 7 号 975 頁、民事事件について最判昭和 41 年 6 月 23 日民集 20 卷 5 号 1118 頁。

8) ④起訴から⑥判決確定までの段階を裁判報道と呼ぶこともある。民事訴訟で争われる報道を報道機関の取材形態によって分類すると、捜査当局の発表による報道、捜査当局への非公式な取材に基づく報道、報道機関の独自取材に基づく報道、の 3 つがある。

することができるかどうか、見通し困難な場合が多いから、これらの段階で実名報道をすれば、名誉毀損の責任を問われる度合いが高いとされる。その場合、氏名を明示せず、匿名あるいは役職名を表示して犯罪の容疑を指摘する報道の手法があるが、氏名を明示していなくても一定の範囲の読者が特定の人物を指していると記事内容から判断できるときは、その人物に対する名誉毀損行為となるとされる。<sup>9)</sup>したがって、①捜査着手前、および②任意捜査、の段階において実名報道をするか否かは、取材の信頼度をもとに、当該犯罪報道の意義、被疑者の社会的地位、当該報道が社会に与える影響などを報道機関が充分に考慮し、その責任で判断すべき問題であると考えられている。

また、犯罪報道は、被疑者の生い立ち、前科、家族関係などプライバシーに関する内容が報道されることがある（プライバシー侵害）。その場合は名誉毀損とは異なり、公開されたプライバシーに関する事実について真実であることを証明しても違法性は阻却されず、比較衡量の枠組みで不法行為の成否が判断される<sup>10)</sup>と考えられている。

さらに、実名による犯罪報道によって、名誉が毀損され、プライバシーが公表され、以上のような免責法理が適用される場合でも、人格権（名誉権・プライバシーの権利など）から派生する人格的利益として、実名で報道されないという人格的利益があり、これを故意または過失によって侵害した場合は、不法行為上、違法性を帯びると解されている。

## (2) 被疑者実名報道に関する報道機関の見解

報道機関が採っている実名報道原則の根拠はなんであろうか。

日本新聞協会の新聞協会研究所に設けられた新聞法制研究会がまとめた『新・法と新聞』によれば、犯罪に関する実名報道の必要性は、つぎの3点に集約できるとする。<sup>11)</sup>

9) 名古屋地判昭和56年2月23日判時1020号83頁。

10) ノンフィクション『逆転』事件・最3小判平成6年2月8日民集48巻2号149頁。長谷部恭男「判批」憲法判例百選I〔第6版〕140頁、大石泰彦「判批」メディア判例百選92頁、滝澤孝臣「判解」『最高裁判所判例解説民事篇平成6年度』105頁以下など参照。本稿では、この事件名を「『逆転』事件」と略すことがある。

11) 日本新聞協会研究所編『新・法と新聞』165-166頁（日本新聞協会、1990年）。

- ① 記事の客觀性、正確性と読者に与える記事の説得力を確保する。
- ② 犯罪に対する一般的な抑止効果。
- ③ 公権力行使に対する監視機能。

同書では、このうち、①については特別の異論はないところであろうとするが、②については慎重な議論が必要であるとし、実名報道によって結果として犯罪抑止につながる面はあるとしても初めから犯罪予防を目的として実名報道をしているわけではない、とする。もっとも、実名報道が犯罪予防に関してまったく価値がないことはなく、犯罪傾向や腐敗についてのキャンペーンなどには犯罪の一般的な抑止効果を果たしていると考える、と付け加えている。また、③については、実名報道の重要な効果であるとし、もし匿名報道を採ると、当局の発表も匿名になる恐れがあり、密室捜査を助長することにもなりかねないと主張する。<sup>12)</sup>

近時、日本新聞協会が発刊した『実名報道』には、被疑者に限定した議論というわけではないが、実名で報道する必要性・意義として、つぎの点などが挙げられている。<sup>13)</sup>

- ① 国民の知る権利がまとうされるためには、知るべき事実の核として実名は欠かせないこと、
- ② 社会悪の追及、公権力のチェックも実名があることが前提となり、実名が明らかになることによって国民の側から新たな情報が寄せられ、公権力の監視機能が強まること、
- ③ 事件など社会で生起する事象は、時間が過ぎればそのまま歴史的事実になり、それを新聞記事やテレビ映像のかたちで記録に残し、後世に伝えることはメディアの役目であり、こうした事実の核心が実名であること、

12) 匿名報道については、多数の文献があるが、ここでは浅野健一『犯罪報道の犯罪』（学陽書房、1984年）、浅野健一＝山口正紀『匿名報道』（学陽書房、1995年）、日本弁護士連合会人権擁護委員会編『人権と報道』198-215頁（明石書店、2000年）、平川宗信『報道被害とメディア改革』70-72頁（解放出版社、2010年）、飯島滋明編著『憲法から考える実名犯罪報道』（現代人文社、2013年）、佃克彦『名誉毀損の法律実務（第3版）』241-257頁（弘文堂、2017年）など参照。

13) 日本新聞協会編『実名報道』15-24頁（日本新聞協会、2016年）。ナンバリングは筆者による。

- ④ 「5W1H」のうち、だれが、なにを、は情報の核であり、この2つを欠いては情報として成立しないこと、
- ⑤ 実名による報道は、匿名と比べ、読者・視聴者への強い訴求力をもち、事実の重みを伝えること、  
 ——である。<sup>14)</sup>

では、日本新聞協会の加盟各社はどのように考えているか。たとえば、朝日新聞社も、事件報道において実名原則を採っているとする。<sup>15)</sup>同社が2004年にまとめた『事件の取材と報道2004』によれば、「氏名が人格を重んじる基礎である」という基本的な立場に加え、実名を原則とする理由として、以下のように説明している。

①「社会で何が起きているのか」という関心に応えるには、いつ、どこで、だれが、なぜ、どのように、何をしたという「5W1H」のニュースの基本要素が欠かせない。社会生活を脅かす犯罪者、その容疑を受けた者などが「だれ」なのかは犯罪事実とともに最も重要な関心事である。実名を知ることは、写真などとともにリアリティー（現実性）をもって情報を共有するための要素の1つである。容疑者の実名を報じることによって、人としての存在感が伝わる。人は、具体的に事実を知ったときほど、切実感を持って、その事実から何かを汲みとろうとする。事件を歴史にとどめる意味でも実名は欠かせない。

②捜査機関など権力機構の恣意的な情報隠しや誤りがないかをチェックすることは報道機関の役割の1つである。実名での報道は、権力機関が法を適正に

14) 日本新聞協会編集委員会『取材と報道〔改訂5版〕』11頁（日本新聞協会、2018年）では、実名報道を原則としているとし、氏名は人格の象徴であり、事実の核心である「だれが」という情報は必須であり、真実性の担保となると強調している。

15) 「事件の取材と報道2004」編集委員会編『事件の取材と報道2004』11-12頁（朝日新聞社、2004年）。説明のナンバリングは筆者による。

読売新聞社『新・書かれる立場 書く立場』287頁以下（読売新聞社、1995年）では、「基本姿勢」としてニュースの対象となる人や組織は実名報道するのが原則であるとし、「加害者」についての記述原則として、逮捕された容疑者は実名で書く、結果が重大な過失事件の容疑者は実名で書く、書類送検される容疑者は容疑内容・被害程度・容疑者の社会的立場などを勘案して実名か匿名かを判断する——などとしている。読売新聞社『書かれる立場 書く立場』239頁以下（読売新聞社、1982年）、読売新聞社編『「人権」報道』151頁以下（中央公論新社、2003年）も参照。

執行しているかどうかについて国民の側からの監視をより容易にする。

③匿名報道は、地域社会や特定の人たちの間で「犯人探し」や「疑心暗鬼」が広がるなどの無用な混乱を招く場合がある。インターネットなどの情報が加味されて事実がゆがんだ形で伝わってしまう恐れが強まっている中で、新聞の実名報道は、無責任なうわさの独り歩きを是正するための1つの方法でもある。

同書では、こうした意義を前提に、実名で報じるか、匿名で報じるかは、関係者の社会的地位・立場や事件の重大性と書かれる側の被る不利益などを考慮して判断する、と説明している。実名に基づく十分な取材をし、その中で得られた事実関係を踏まえたうえで、報道機関が自主的に決める、としている。

### 三 被疑者実名報道に関する司法判断

実名報道そのものが争いの対象となった裁判例は多いとは言えないが、時系列的には、昭和の時代から存在する。実名報道が名誉毀損、あるいはその要素とされたものとして、たとえば、いわゆる「嬰児変死事件」における1審・宇都宮地方裁判所の昭和44年(1969年)<sup>16)</sup>判決がある。この事件は、生後3か月の男児が急死した事案について、栃木県の下野新聞社が「口を抑え殺す?」「えい児変死」「近く家族調べる」などの見出しを付けた記事で男児や父親の実名を報道したことから、男児の両親らが名誉を毀損されたなどとして下野新聞社および編集局長を相手取り、損害賠償などを求めて提訴したものである。1審判決は、当該事案を報道した新聞の中には、「幼児の死因に不審」との見出しで男児の急死の事実を報じながらも、男児や父親の名前にはふれず、「宇都宮市…町地方公務員Aさん夫婦」「男の赤ちゃん」という表現をするなど相当慎重な配慮をしたあとが窺われる新聞があるとする一方、被告新聞社が実名を使用したこと

---

16) 宇都宮地判昭和44年9月30日下民集20巻9=10号737頁。本件1審は原告側の請求をほぼ認容したが、2審・東京高判昭和46年4月9日民集26巻9号1650頁は1審被告敗訴部分を取消し、被告新聞社の担当記者に相当性があったと認めるなどして原告らの請求を棄却した。上告審の最1小判昭和47年11月16日民集26巻9号1633頁は原審判決を破棄し、相当性があったとは言えないと判示して、原審に差戻した。この上告審判決は、他紙の報道の仕方にはふれないものの、結論としては1審の判断を維持している。

について名誉毀損が成立する一因であるとしている。また、過激派のアジトに関する読売新聞（当時・大阪読売）の報道についての名誉毀損事件において、大阪地方裁判所は、昭和 50 年（1975 年）、「原告が本件部屋をいわゆる過激派のアジトとして使用していたかどうか断定できず、従って警察当局の責任者が原告の氏名の公表をさし控えていたのに、右の事実の裏付取材を十分なさないままにこれを断定的に記載してかつ原告の氏名を報道した」などとして被告の過失を認め、損害を賠償する責任があると判示した。<sup>17)</sup>

### （1）三重ゴミ収集車事件

これらに対して、実名報道が違法性なしとされた例もある。それが、いわゆる「三重ゴミ収集車事件」の津地方裁判所昭和 63 年（1988 年）7 月 21 日判決である。

三重県鳥羽市で 1984 年、ゴミ（塵芥）収集車のテールゲートが落下し、作業員 2 人が死亡する事故が起きた。会社社長 X が業務上過失致死容疑で書類送検され、三重県警の発表に基づいて、朝日、毎日、読売（当時・中部読売）の新聞 3 社は X を実名かつ呼び捨てで報道した。X は、その後、不起訴（起訴猶予）処分となった。

X は、本件実名報道および呼び捨て報道で名誉を毀損されたとして、新聞 3 社などを相手取り、損害賠償を求めて提訴した。X 側は、被疑者を匿名にしても、その真実性や正確性には影響がなく、実名報道・呼び捨て報道による弊害は匿名報道に比べて深刻であり、直ちに廃止されるべきである、などと主張した。これに対し、被告・新聞 3 社は、捜査当局の発表による犯罪報道の場合、原則として実名で報道し、敬称を外すというのが当時の一般的・伝統的な扱いであって、社会通念や国民感情としても広く受け入れられてきたものであり、内容も書類送検の事実を報じたにすぎない、などと反論した。<sup>18)</sup>

1 審の津地方裁判所は、「本件記事の各掲載報道は、捜査当局からの捜査中の犯罪行為に関する公表に基づくものであって、いずれも公共の利害に関する事

17) 五十嵐清『人格権法概説』63 頁（有斐閣、2003 年）。

18) 大阪地判昭和 50 年 10 月 27 日判時 825 号 77 頁。

19) 朝日新聞 1993 年 7 月 17 日付など。

柄を、もっぱら公益を図るためになされたものであることは、その内容、表現方法からみて明らかというべきであり、しかも、その内容はすべて真実と認められる」とした。そのうえで、「犯罪報道にあたり、関係当事者の実名をあげるかどうか、またその者に敬称を付するかどうかということは、その犯罪の内容、被害者や市民の感情及びそのときの社会通念等を十分に考慮したうえ総合的に判断すべき事柄であるところ、本件記事のような捜査機関が公表した犯罪につき、その被疑事実が真実と認められ、かつ、これを正確に報道していることに加え、Xの右被疑事実の内容等を併せ考えると、被告新聞社らがこれまでの慣行どおり実名でかつ敬称を外して報道したからといって直ちにこれが違法な行為<sup>20)</sup>といふことはできない」として、Xの請求を棄却した。

三重ゴミ収集車事件において2審・名古屋高等裁判所は、1990年（平成2年）12月13日、この事案を名誉毀損の事件であることを前提に、つぎのように述べて、実名報道に違法性がないと判断した。<sup>21)</sup>「一般に犯罪報道については、書かれる方特に犯罪主体とされる側からすると、匿名又は仮名でなされることが望ましいことは言うまでもないが、現在においても社会一般の意識からみて右報道における被疑者の特定は、犯罪ニュースの基本的要素であって、犯罪事実自体と並んで公共の重要な関心事であると觀念されている……から、被疑者を実名にするかどうかを含めてその特定の方法、程度の問題は、一義的には決められず、結局は犯罪事実の態様、程度及び被疑者の社会的地位、特質（公人たる性格を有しているか）、被害者側の被害の心情、読者の意識、感情等を比較考量しつつ、慎重に決定していくほかない」とした。そのうえで判決は、「本件記事が報道された昭和五九年四月当時、犯罪報道は実名報道を原則とし、本人に対する強制捜査、とくに逮捕後は本人の実名を挙げて報道するのが通例であって、このことはマスコミ各社報道基準集からみても明らかである」とし、「Xは、なる

20) 津地判昭和63年7月21日判時1300号108頁。原告は、三重県警の警察官が原告を立件・送検し、そのことを公表したことによる過失があるなどとして、三重県に対して国家賠償法に基づく損害賠償請求も求めたが、本稿では割愛する。また、判決文中、原則として原告・報道対象者をX、被告・報道機関をYとする。

21) 名古屋高判平成2年12月13日判時1381号51頁。喜多村・前掲注4) 331頁。

ほど逮捕はされていなかったが、右各報道当時、第一次捜査機関の被疑事実は証拠によって固められ、検察官にその被疑事実を以て送致されたこと、右被疑事実による被害は死者二名で、塵芥収集車による特異かつ重大な事故であることは前認定のとおりであり、被害者側の心情、社会一般の市民レベルの意識、感情からみて、軽微事件とは扱い得ないと解せられること、他方記事の扱いは、いずれも一段の写真なしのベタ組みの地味な扱いで、見出しも客観的な「社長送検」（朝日、中部読売）あるいは「会社役員送検」（毎日）であること、記事内容も送致事実の範囲に止まり……、以上の各事実を総合すれば、実名による各社の本件報道は、当時の報道の実情、本件報道の態様、被疑事実の程度、態様、Xの責任ある社会的地位、被害者側の心情、社会感情等からみて、Xにとって名誉なものでなかつたことは分かるが、これのみで直ちに違法なものと解することは困難である」と結論づけた。<sup>22)</sup>

控訴棄却を受けてX側は、被疑者の特定が犯罪ニュースの基本的要素でないことは国際的にも知られており、スウェーデンでは被疑者の特定などを無視して匿名主義を貫いているなどと主張し、上告した。しかし、最高裁判所第3小法廷は、1993年3月2日の判決において、報道に際して原告を実名かつ呼び捨ての形で表記した点について違法性は認められないとした2審の判断は正当として是認できる、などとしてX側の上告を棄却し、事件は確定した。<sup>23)</sup>

## (2) 公正証書原本不実記載逮捕事件

三重ゴミ収集車事件・2審判決と同年の1990年（平成2年）には、資産家が金融会社に4000万円余りの借金をしているとする虚偽の事実を公正証書の原本に記載させた公正証書原本不実記載罪などの容疑で東京・杉並警察署に逮捕され、のちに不起訴になった者Xが、警察発表に基づいて容疑内容を実名で報道されたことによって名誉を毀損されたなどとして、毎日、朝日、産経、日経の新聞4社に対して、実名報道した責任を追及し、不法行為に基づき損害賠償を請求した事件の判決があった（以下、「公正証書原本不実記載逮捕事件」とする）。<sup>24)</sup>

---

22) 控訴審は、呼び捨て問題についても違法性はないとした。

23) 各紙1993年3月3日付など。

24) 東京地判平成2年3月23日判時1373号73頁、判タ744号157頁。毎日新聞1990年3月24日付など参照。本件では、警察による逮捕実名発表も問題とされているが、本稿

Xは、「政治家や高級公務員のように国家・社会に大きな影響を与える人物が、職務に関して犯した犯罪は別であろうが、一市民の犯したとされる犯罪について被疑者の実名を報道する必要性はまったくない。……いったん被疑者として報道された者の名誉、信用の回復は、後日その嫌疑が晴れたとしても、ほとんど不可能となってしまうのであるから、報道機関は有罪が確定するまで、少なくとも一審において有罪判決が出るまでの間は、犯罪報道を匿名で行なうべきであって、後に、当該犯罪事実が誤りであると判明した場合、敢えて実名によりこれを報道した者は、過失の存否にかかわりなく責任を負うべきである」としたうえで、「Xに関する前記被疑事実についても、匿名で報道すれば十分に用を足すものであったにもかかわらず、被告各新聞社は、読者の興味を引きつけ自紙の売上を伸ばそうとする商業主義的動機から、いずれもどぎつい見出しを付して原告の実名を（被告毎日及び被告産経は顔写真まで掲載して）報道したものである」と主張した。

東京地方裁判所は、本件記事の事実が名誉毀損の免責要件の「公共性」「公益性」を充たすと認め、さらに「犯罪捜査にあたる警察署の捜査官が、捜査結果に基づいて判明した被疑事実を記者発表の場などで公にしたような場合には、その発表内容に疑問を生じさせるような事情がある場合は格別、そうでない限りは、当該事実を真実と信じたとしても相当な理由がある」と「相当性」をも認めた。そのうえで、「公式の発表があった場合、取材にあたる報道機関としては、捜査機関が広範な権限を駆使して捜査活動を行い、証拠資料など十分な根拠に基づき……当該被疑事実につき相応な確信を得て発表に及んだものと受け止め、それを真実であるとして報道を行なったとしても無理からぬものがあるのであり、……常に事実の真偽について独自に調査・確認することを義務づけることは、相当でない。したがって、被告各新聞社の本件各記事掲載は不法行為にあたらない」とした。そして、Xは、「通常の犯罪に関して被疑者の実名を、まして、顔写真を添付してまで報道する必要性はない」などと主張するが、「犯罪の報道において、公共の利害に関するものとみなされるのは、犯罪事実自体のみならず、これと一定の関連性を有する事実も含まれ、被疑者の氏名や顔写

---

に関連する範囲だけに触れる。

真が関連性を有しないとまではいえないのであるから、所論は独自の見解というべきで採用できない」と判示した。

### (3) 沖縄教諭逮捕事件

2008年(平成20年)には、被疑者の実名報道が正面から争われた裁判の判決があり、注目された。<sup>25)</sup>事件は、女子中学生にみだらな行為をしたとして、2007年に沖縄県の公立中学校教諭Xが県青少年保護育成条例違反容疑で逮捕されたことが発端である。この事件で、後に起訴猶予となつたXは、沖縄県警の実名発表およびテレビ局の実名報道で名誉を毀損されたとして、テレビ局Yなどを相手取り提訴した(以下、沖縄教諭逮捕事件とする)。X側は、中学校の教諭にすぎない者が逮捕されたことを実名報道する必要性はなく、匿名で報道したとしてもニュース価値に大差はないにもかかわらず実名報道をしたものであつて、本件各報道は違法であると主張した。

本件1審の那覇地方裁判所は、2008年3月4日、判決を下した。そこでは、「被疑者の実名報道は、匿名での報道と比較して、被疑者の名誉を著しく毀損し、その社会的評価を格段に低下させるものであり、また事後的に無実であることが判明したとしても、その名誉を回復することは、真犯人が判明したことが広く報道されたような場合を除いて、極めて困難であることは公知の事実といつてよいと思われる。また、実名報道が当該犯罪と無関係の被疑者の家族らの生活にも重大な支障を生じさせかねないものであることや、刑事裁判における無罪の推定原則からも、その当否については、かねて議論の存するところである」とした。そうだとしつつも、「しかしながら、我が国においては、……少年法61条の規定があるほかには、実名報道を禁止する法令の規定はない。また、最近では、比較的軽微な犯罪については、被疑者の氏名を匿名とした報道がされることが増加しているが、公務員、とりわけ公立学校の教諭の生徒に対する破廉恥罪については、実名報道がされることも決して少なくない……、このような報道のあり方は、青少年を指導する立場にあり、一般の公務員より一層高い倫理性を要求される公立学校の教諭の職務の特殊性等に照らして相応の合理性が

25) 山田隆司『記者ときどき学者の憲法論』91-97頁(日本評論社、2012年)。

26) 那覇地判平成20年3月4日 LEX/DB 文献番号 25400348。

ある……。したがって、公立中学校の教諭について実名報道をすることは、社会的に許容されている」と解した。そして、「本件被疑事実は、公立中学校の教諭であるXが指導を受ける立場にある女子中学生に対し、みだらな性行為をしたというものであるから、YらがXが逮捕されたことを実名報道したことは、<sup>27)</sup>社会的に許容されるものであり、違法性を欠く」と結論づけた。

本件の2審判決は、2008年（平成20年）10月28日、X側の控訴を棄却する判断を示した。<sup>28)</sup>判決では、「本件各報道は、Xの社会的評価を低下させるものであり、その名誉を毀損する」として、その理由について原判決を引用しつつ、そのうちYらが実名報道をしたことの違法性について説示する部分には、「なお、」として「プライバシー侵害による不法行為の成否の問題としてとらえるべきであり、名誉毀損に当たるか否かとは直接に関係するものではない」と付け加えた。そして、「本件被疑事実は公共の利害に関する事実に係り、本件各報道はその目的が専ら公益を図ることにあって、Yらが本件被疑事実を真実と信ずるについて相当の理由があるから、Yらには故意又は過失がなく、不法行為は成立しない」と判断した。その理由として、原判決における「事実及び理由」の「第三 判断」の2項を引用した。

つぎに、2審判決は、「名誉毀損とは別個の問題として、人には、たといそれが真実であったとしても、他人に知られたくない私生活上の事実又は情報をみだりに公表されないという利益（いわゆるプライバシーの権利）があり、その法的保護が問題となる（最高裁平成15年3月14日第二小法廷判決・民集57巻3号229頁参照）。そして、逮捕されたという事実は人の社会的評価に直接かかわる私生活上の情報であるから、これを実名をもってみだりに公表されないことは、プライバシーの一環として法的保護を受けるものであり、逮捕された事実を正当な理由なく実名で報道されないという利益は、不法行為法による保護の対象となると解される。したがって、本来、本件においては、実名報道がされた結果としての名誉毀損による不法行為の成否を問題とする前に、そもそも、実名報道自体がXのプライバシーの侵害として不法行為に当たらないかどうか

27) 以上、「事実及び理由」の「第三 判断」の2項。

28) 福岡高那覇支判平成20年10月28日LEX/DB文献番号25421423。

を検討する必要があった」とした。そのうえで、「Xの主張は、本件各報道によって名誉を毀損されたというものであるが、Xが実名で報道された点を特に問題としていることからすれば、Xは、本件各報道による不法行為として、実名をみだりに報道されないというプライバシーの侵害をも併せて主張しており、Yらは、このXの主張を争っているものと解される（原判決も、名誉毀損の違法性という観点からではあるが、実名報道の許否について、以下と実質的に同趣旨の利益衡量を行っている。）。そこで、当事者双方による主張・立証の機会を改めて設けることなく、以下、名誉毀損による不法行為の成否とは別個に、プライバシーの侵害による不法行為の成否について判断を加える」とした。

つづいて、「本件各報道は、Xの承諾なしにXの実名を報道しているから、プライバシーの侵害に該当するものである。そして、プライバシーの侵害によって不法行為が成立するか否かについては、実名を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合に不法行為が成立するものと解される」とノンフィクション『逆転』事件・上告審判決を参照し、「実名を公表されない法的利益」と「実名を公表する理由」のそれぞれについての検討に入る。

まず、「実名を公表されない法的利益」に関しては、[1] Xは、病気休職中ではあったが、中学校教員として社会生活を営んでいたこと、[2] 本件各報道は、沖縄県全域を対象に行われていること、[3] 本件各報道は、一般の視聴者に対し、Xが逮捕されたことにとどまらず、Xが本件条例違反の罪を犯したとの印象を与えかねないこと、[4] 逮捕された事実が実名で報道された場合には、Xが事後的にその名誉を回復することは、実際上、極めて困難であること、[5] 実名報道がされた場合には、その影響が本件被疑事実とは無関係なXの家族らの生活にも及ぶこと——などの点を考慮する必要があり、「Xは、本件被疑事実により逮捕されたことが実名で報道されると、職場への復帰が事実上困難になるなど、社会生活上、重大な影響を被ることになるから、実名報道より、匿名報道の方が相当であるといえる」とした。

これに対し、「実名を公表する理由」に関しては、[1] 刑事事件については、手続を密室化しないという社会的要請があること（刑事事件については、非公開を原則とする少年事件に関する少年法61条のような規定は設けられておらず、

同規定の反対解釈からしても、一定の範囲で実名による報道が許容されているといえる)、[2] Xは中学校教員であるところ、教員は青少年を指導教育する者として身分が尊重される反面、一般の公務員より高い倫理性が要求されていること、[3] このような教員としての特殊性からすれば、中学校教員が女子中学生とみだらな行為をしたということは、仮にこれが事実であるとすれば、ある意味で、最も教員としての責務に反する行為であるとの評価も成り立ち得る性質の犯罪であること、[4] 本件被疑事実により教員が逮捕されたということは、公共の利害に関する事実に係るものであって、一般に社会的な関心が高い事実であること、[5] 報道機関は、公共の利害に関する事実については、国民の知る権利にこたえるためにも、これを正確に報道することが求められているところ、報道の正確性・客觀性を期するためには、匿名報道ではなく、被疑者の氏名を特定した実名報道の方が適当であること――などの点を考慮する必要があり、「これらの事情からすれば、本件被疑事実によりXが逮捕されたことを実名で報道すべき必要性も、十分に肯認することができる」とした。

結局、「以上の事情を総合して比較検討すると、一方において、実名で報道されることによりXが被る不利益は大きく、実名を公表されない法的利益も十分に考慮する必要があるけれども、他方において、特に、青少年を教育指導すべき立場にある中学校教員が女子中学生とみだらな行為をしたという本件被疑事実の内容からすれば、被疑者の特定は被疑事実の内容と並んで公共の重大な関心事であると考えられるから、実名報道をする必要性は高いといわなければならず、実名を公表されない法的利益がこれを公表する理由に優越していると認めることはできない」と判断し、「本件各報道については、<sup>(29)</sup> プライバシーの侵害を理由とする不法行為の成立も認められない」と結論づけた。

#### (4) 偽造契約書逮捕事件

実名報道についての近時の裁判例としては、名誉毀損、プライバシー侵害など<sup>(30)</sup> を理由に新聞3社を相手取った事案がある。愛知県名古屋市で経営コンサル

---

29) Xは、NHK・地元民放3社を相手取る「対メディア訴訟」と、県を相手取る「対行政訴訟」の2本立てで損害賠償を求め、提訴したが、いずれも1審から最高裁まで原告敗訴の判決が下った。各紙2010年6月9日付。

タント業などを目的とする会社を経営していた原告Xは、ある女性と共に謀の上、同女性が名古屋地方裁判所に提起した連帯保証債務請求事件を有利にしようと企て、連帯保証人欄が偽造された経営委託契約書を同女性の代理人弁護士を介して同裁判所に提出したとして、2010年2月、偽造有印私文書行使罪の容疑で愛知県警中警察署に逮捕された。Xは、被疑事実について否認し、勾留されたが、後に不起訴処分となった。本件逮捕の翌日朝刊に新聞3社（Y<sub>1</sub>～Y<sub>3</sub>）<sup>31)</sup>は、本件逮捕に関する記事を掲載した。Xは、Y<sub>1</sub>～Y<sub>3</sub>に対して、これらの記事によって名誉を毀損され、名誉感情およびプライバシーを侵害されたとして、共同不法行為に基づく損害賠償金の連帯支払いなどを求めた（以下、偽造契約書逮捕事件とする）。

1審の東京地方裁判所は、つぎのように判断した。本稿テーマの実名報道との関係を重点として、名誉毀損における違法性阻却事由などの有無についてみると、原告Xは、「本件逮捕の報道に公共性が認められるとしても、Xは全くの一般私人であって、本件各記事におけるXの氏名等の掲載は、客観的に見て公共の利害に関わり、公益目的達成のために必要であるとはいえない」と主張するとしたうえで、「確かに、犯罪報道については、被疑者の名誉の保護の観点を重視すれば、被疑者を特定しない形で報道されることが望ましいことはいうまでもなく、また、……専門家等から、新聞報道によって氏名等を公表された被疑者が自殺、解雇又は退職、離婚又は別居、嫌がらせなどの被害に遭っている実態が指摘され、犯罪報道のあり方に関し、被疑者を匿名とする犯罪報道が進

30) 東京地判平成27年9月30日 LEX/DB 文献番号 25541496。東京高判平成28年3月9日 LEX/DB 文献番号 25542147。2審判決のうち、プライバシー侵害の部分について、堀口・前掲注4) 110頁。

31) 被告Y<sub>1</sub>（毎日新聞）は、Y<sub>1</sub>新聞中部本社版2010年2月11日付朝刊社会面において、本件逮捕について、「『連帯保証人』契約偽造して『カネ扱え』」、「名古屋の男逮捕」との見出しを付けた記事を掲載するとともに、同内容の記事をY<sub>1</sub>が管理するインターネット上のウェブサイト「Y<sub>1</sub>j p」にも掲載した。

被告Y<sub>2</sub>（朝日新聞）は、Y<sub>2</sub>新聞名古屋本社版朝刊社会面において、本件逮捕について、「偽造 見破ったり！」と題する囲み記事で、「契約書 鑑定でダメ」、「容疑の会社役員逮捕、否認」との見出しを付けた記事を掲載した。

被告Y<sub>3</sub>（中日新聞）は、Y<sub>3</sub>新聞市民版朝刊社会面において、本件逮捕について、「偽造契約書を使った男逮捕」との見出しを付けた記事を掲載した。

んでいる諸外国の取組が紹介された上で、日本においても実名報道の原則を見直すべきであるとの議論がされていることが認められ、犯罪報道のあり方については今後議論の余地がある」とする。その一方で、「現時点においては、犯罪報道における被疑者の特定は、その基本的要素であって、犯罪事実自体と並んで公共の重要な関心事であるというのが社会通念であり、犯行の日時、場所、被疑者等を特定することによって報道内容の真実性が担保され、捜査機関の捜査が適正に行われているか、恣意的な情報操作がないかを監視し、周辺地域内での無用な犯人捜し等を防止する役割を果たす側面があることは、なお否定し難い」とした。そして、「本件逮捕に係る被疑事実は、裁判の公正を妨げ、司法制度全体に対する信頼を揺るがしかねないものであって、決して軽微な事件とはいはず、司法制度を利用する多くの国民の利害に影響を与えるものであることから、社会に対して注意を喚起し、同種事案の再発を防止するという観点からも、被疑者の氏名を公表する社会的意義は大きい。したがって、本件各記事の摘示事実のうち、被疑者の氏名も、公共の利害に関する事実に含まれるというべきであり、その報道は専ら公益を図る目的に行われたものということができる」として、公共性・公益性を認めた。真実性・相当性については、Y<sub>2</sub>およびY<sub>3</sub>の記事にはいずれも真実性を認めて違法性がないとする一方、Y<sub>1</sub>の一部記事には相当性を否定し、不法行為が成立とした。

また、このI審判決は、プライバシー侵害については、つぎのように判示した。すなわち、「本件各記事は、いずれも、Xの氏名、住所の一部、年齢、職業といった個人情報及びXが逮捕された事実を報道している。これらの情報のうち、特に逮捕された事実については、人の名誉や信用に直接関わる情報であって、一般人の感受性を基準として当該私人の立場に立った場合に公開を欲しない情報である。また、氏名や住所については、自己が欲しない他者にみだりに開示されたくないと考えるのは自然であり、逮捕された事実と相まって、嫌がらせを受ける可能性が高いことに鑑みれば、一般人の感受性を基準として当該私人の立場に立った場合に公開を欲しない情報である。そして、年齢や職業についても、氏名と結びついて個人を識別するために必要な情報で、自己が欲しない他者にみだりに開示されたくないと考えるのは自然であり、一般人の感受性を基準として当該私人の立場に立った場合に公開を欲しない情報である」と

したうえで、「プライバシーの侵害については、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合に不法行為が成立する」と『逆転』事件・上告審判決を参照し、「新聞に掲載された当時のXの社会的地位、当該犯罪行為の内容、これらが公表されることによってXのプライバシーに属する情報が伝達される範囲とXが被る具体的被害の程度、記事の目的や意義、当該記事において当該情報を公表する必要性など、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由に関する諸事情を個別具体的に審理し、これらを比較衡量して判断することが必要である」という基準を示す。そして、この点について、被告Y<sub>2</sub>および被告Y<sub>1</sub>は、「犯罪報道において、一方で名誉毀損について免責法理により不法行為は成立しないとしながら、他方でプライバシー侵害について違法とすれば、憲法21条の保障を空文化してしまうことから、犯罪報道など公共の利害に関する事実の報道として、違法性を阻却される表現行為は、原則としてその範囲内では違法となるプライバシー侵害もない」と主張するが、判決は「外部的名誉（社会的評価）とプライバシーは全く別個の法益であり、記事の内容が真実であってもプライバシー侵害は成立し得ることからすれば、名誉毀損について免責法理の適用により不法行為が成立しないからといって、当然にプライバシー侵害の不法行為が成立しないということはできず、上記主張は採用することができない」とした。

1審判決は、「確かに、……Xは全くの私人であって前科前歴もないこと、新聞報道によって氏名等を公表された被疑者が自殺、解雇又は退職、離婚又は別居、嫌がらせなどの被害に遭っている実態があること、Y<sub>1</sub>らは大手の日刊新聞社で、本件逮捕に関する記事は、多くの発行部数を有する日刊新聞に掲載されたこと、特に、本件Y<sub>1</sub>新聞記事についてはインターネット上にも掲載され、日本だけでなく世界中の人が閲覧し得る状態にあり、Xのプライバシーに属する情報は、かなり広範囲に伝達されたことが認められるところ、これによって事後回復が事実上不可能な被害が生じ得ることから、Xのプライバシーに属する事実を公表されない法的利益を軽視することができない」と述べる。そして、「しかしながら、本件逮捕に係る被疑事実は、裁判所を欺いて勝訴判決を騙し取る目的で偽造の証拠を提出したというもので、裁判の公正を妨げ、司法制度全体に対する信頼を揺るがしかねない事件であって、決して軽微な事件とはいえ

ず、司法制度を利用する多くの国民の利害に影響を与えるものであることから、これを報道する社会的意義は大きいと考えられ、本件各記事は、主として、社会に対して注意喚起を行うとともに、同種事案の再発を防ぐことが目的であったということができる。確かに、犯罪報道のあり方に関し、日本においても実名報道の原則を見直すべきであるとの議論がされてはいるものの、なお現在においても、犯罪報道における被疑者の特定は、犯罪報道の基本的要素であって、犯罪事実自体と並んで公共の重要な関心事であり、被疑者の氏名、年齢、職業、住所の一部等の個人情報とともに、逮捕された事実を報道することは、報道内容の真実性や正確性の担保のために一般的に必要であり、これによって報道内容の真実性を担保することで、捜査機関の捜査が適正にされているかや、恣意的な情報操作がないかなどを監視し、また、周辺地域内での無用な犯人探し等を防止する役割を果たす側面があることを否定することはできない。そうすると、「Xのプライバシーに属する事実を公表する必要性は決して小さいとはいえない」とする。「したがって、事件の基本的な要素である被疑者の氏名、年齢、職業、住所の一部等の個人情報とともに、逮捕された事実を報道した本件各記事は、これを報じる意義、必要性が、これらのプライバシーに係る情報を公表されない法的利益に優先するから、本件各記事について、プライバシー侵害を理由とする不法行為は成立しない」と結論づけた。

結局、本件1審においては、被告新聞3社のうちY1毎日新聞については、逮捕時の容疑を誤って記したことから、名誉毀損の免責要件のうち真実性・相当性が<sup>32)</sup>判決において否定され、名誉毀損に基づく損害賠償を命じられた。

2審の東京高等裁判所は、ほぼ原判決を引用しつつ、控訴の一部に理由があるとして原判決を変更した。<sup>33)</sup> すなわち、「犯罪報道における実名報道は、それ自身、直ちに不法行為となるものではないが、……犯罪報道の在り方については、今日、様々な議論がなされているところで、報道機関においても実名報道をする場合には、その内容の正確性について十分に慎重な吟味をすることが求められている」としたうえで、朝日新聞、中日新聞の記事については、1審の

---

32) 朝日新聞 2015年10月1日付など。

33) 東京高判平成28年3月9日 LEX/DB 文献番号 25542147。

東京地裁判決につづいて違法性はないと判断し、控訴を棄却したが、毎日新聞の記事については、1審と同様に、逮捕時の容疑を誤って記事にしたことによって名譽を毀損したとしながらも、賠償額を1審の倍の110万円とした。<sup>34)</sup>

さらに判決は、「犯罪報道における被疑者の特定は、犯罪報道の基本的要素であって、犯罪事実自体と並んで公共の重要な関心事である」とし、「本件逮捕に係る被疑事件は、裁判の公正を妨げ、司法制度全体に対する信頼を揺るがしかねない事件であって、決して軽微な事件とはいえず、司法制度を利用する多くの国民の利害に影響を与えるものであることから、これを報道する社会的意義は大きい」ということができる。したがって、本件逮捕に係る事実は、公共の利害に関する事実であり、その報道はもっぱら公益を図る目的の下に行われたものと認められる」と判断した。そして、「犯罪報道の記事において、被疑者の氏名、年齢、職業、住所の一部等の個人情報を、逮捕された事実と共に報道することが、いかなる場合でも許されるかという点について検討をするに、逮捕された被疑者については無罪の推定が及ぶということ自体は、X主張のとおりであり、この点を考慮すると、各事件における被疑事実の内容、被疑者の地位や属性などの具体的な事情によっては、プライバシー保護の要請が上記のような意味での公共性に勝り、被疑者段階における実名等の個人情報を含む犯罪報道が、名譽棄損あるいはプライバシーの違法な侵害に当たる場合があることは否定できない。しかし、……本件逮捕の被疑事実が、決して軽微な事件とはいえず、これを報道する社会的意義も大きいと認められる以上、Xが逮捕された被疑者の段階にあり、一般の私人であることを考慮しても、Xの氏名を含めて犯罪の報道をすることが公共の利害に関する事実の報道に当たらないとすることはできない」とした。

さらに、最高裁判所第3小法廷は、2016年9月13日付で、Xの上告を棄却し、また、本件を上告審として受理しないことを決定した。<sup>35)</sup> 実名報道によるプライバシー侵害を認めず、逮捕容疑を誤って報じた毎日新聞社にのみ110万円の支払いを命じた2審判決が確定した。<sup>36)</sup>

34) 朝日新聞 2016年3月10日付。

35) 最3小決平成28年9月13日 LEX/DB 文献番号 25544423。

### (5) カード会社恐喝未遂逮捕事件

本件は、カード会社に対する恐喝未遂容疑で逮捕され脅迫罪で略式命令を受けた原告Xが、被告Y（中日新聞社）によって、実名と共に逮捕事実を報道されたことにより、プライバシー権や尊厳を侵害され、精神的被害を被ったと主張し、慰謝料などの支払いと共に、Yの発行する新聞に謝罪文の掲載を求めた事案である<sup>37)</sup>（以下、カード会社恐喝未遂逮捕事件とする）。

東京地方裁判所は、2016年（平成28年）8月4日、Xの請求を棄却する判決を下した。本稿テーマの実名報道との関係では、「Xは、実名報道が問題であると主張するが、本件記事ではXが犯罪行為をしたとしているわけではなく、逮捕された事実を記載しているのであるから、上記の報道の必要性等からすると、実名報道も許されるというべきである」とし、さらに「本件逮捕について、実名報道をされたとしても、自らの行為の結果であり、受忍の範囲内であるというべきであって、本件記事が、Xのプライバシー権を侵害する違法なものとはいえない」と判示した。

## 四 被疑者実名報道に関する司法判断の検討

### (1) 実名報道原則について

実名報道の原則について、慎重な見解を示す司法判断は複数みられる。たとえば、偽造契約書逮捕事件・1審判決は、「確かに、犯罪報道については、被疑者の名誉の保護の観点を重視すれば、被疑者を特定しない形で報道されることが望ましい」と匿名報道に対して一定の理解を示す。この1審判決は、専門家などから、新聞の実名報道によって被疑者が自殺、解雇又は退職、離婚などの被害に遭っている実態が指摘され、犯罪報道のあり方に関し、被疑者を匿名とする犯罪報道が進んでいる諸外国の取組が紹介された上で、日本においても実名報道の原則を見直すべきであるとの議論がされていることから、「犯罪報道のあり方については今後議論の余地がある」と指摘する。

---

36) 日本経済新聞 2016年9月15日付。

37) 東京地判平成28年8月4日 LLI/DB 判例番号 L07131882。

38) 東京地判平成27年9月30日 LEX/DB 文献番号 25541496。

偽造契約書逮捕事件・2審判決も、ほぼ原判決を引用したうえで、「犯罪報道における実名報道は、それ自体、直ちに不法行為となるものではないが、……犯罪報道の在り方については、今日、様々な議論がなされているところであり、報道機関においても実名報道をする場合には、その内容の正確性について十分に慎重な吟味をすることが求められている」とする。<sup>39)</sup>

また、沖縄教諭逮捕事件・1審判決は、「被疑者の実名報道は、匿名での報道と比較して、被疑者の名誉を著しく毀損し、その社会的評価を格段に低下させる」ものであり、また事後的に無実であることが判明しても、その名誉を回復することは極めて困難であるとした。実名報道は、当該犯罪と無関係の被疑者家族らの生活にも重大な支障を生じさせかねないことや、刑事裁判における無罪の推定原則からも、その当否について、かねて議論が存する、と指摘した。<sup>40)</sup>

これに対して、被疑者の実名報道原則について、肯定的な見解を示す司法判断もある。

三重ゴミ収集車事件・2審判決は、犯罪報道は実名報道を原則とし、本人に対する強制捜査、とくに逮捕後は本人の実名を挙げて報道するのが通例であつて、これはマスコミ各社の報道基準集からみても明らかであるとした。<sup>41)</sup>

沖縄教諭逮捕事件・2審判決は、刑事事件については、非公開を原則とする少年事件に関する少年法61条のような規定は設けられておらず、同規定の反対解釈からしても、一定の範囲で実名による報道が許容されているとした。そして、報道機関は、公共の利害に関する事実については、国民の知る権利にこたえるためにも、これを正確に報道することが求められているところ、報道の正確性・客觀性を期するためには、匿名報道ではなく、被疑者の氏名を特定した実名報道の方が適当である、と評価した。

また、実名報道（被疑者の特定）について、その意義を踏まえ、犯罪の態様や被疑者の地位などを考えあわせて検討する司法判断を示したものもある。

三重ゴミ収集車事件・2審判決は、社会一般の意識からみて報道における被

39) 東京高判平成28年3月9日 LEX/DB 文献番号 25542147。

40) 那覇地判平成20年3月4日 LEX/DB 文献番号 25400348。

41) 名古屋高判平成2年12月13日判時1381号51頁。

42) 福岡高那覇支判平成20年10月28日 LEX/DB 文献番号 25421423。

疑者の特定は、犯罪ニュースの基本的要素であって、犯罪事実自体と並んで公共の重要な関心事であると観念されているから、被疑者を実名にするかどうかを含めてその特定の方法、程度の問題は、犯罪事実の態様、程度および被疑者の社会的地位、特質（公人たる性格を有しているか）、被害者側の被害の心情、読者の意識、感情などを比較考量し、かつ、人権の尊重と報道の自由、知る権利の擁護とのバランスを勘案しつつ、慎重に決定するべきであるとした。<sup>43)</sup>

実名報道に関する新聞協会や報道機関の見解に理解を示すのは、偽造契約書逮捕事件・1審判決である。ここでは、本章冒頭でふれたように実名報道原則に慎重な姿勢を一定程度示したものの、「犯罪報道における被疑者の特定は、犯罪報道の基本的要素であって、犯罪事実自体と並んで公共の重要な関心事であり、被疑者の氏名、年齢、職業、住所の一部等の個人情報とともに、逮捕された事実を報道することは、報道内容の真実性や正確性の担保のために一般的に必要であり、これによって報道内容の真実性を担保することで、捜査機関の捜査が適正にされているかや、恣意的な情報操作がないかなどを監視し、また、周辺地域内での無用な犯人探し等を防止する役割を果たす側面があることを否定することはできない」などと新聞協会や報道機関の見解を踏まえて肯定的にとらえた。<sup>44)</sup>偽造契約書逮捕事件・2審判決も、原判決と同様に、「犯罪報道における被疑者の特定は、犯罪報道の基本的要素であって、犯罪事実自体と並んで公共の重要な関心事である」とした。

また、沖縄教諭逮捕事件・2審判決は、本件報道対象者の特殊性に重きを置いた判断を示し、「実名で報道されることによりXが被る不利益は大きく、実名を公表されない法的利益も十分に考慮する必要があるけれども、他方において、特に、青少年を教育指導すべき立場にある中学校教員が女子中学生とみだらな行為をしたという本件被疑事実の内容からすれば、被疑者の特定は被疑事実の内容と並んで公共の重大な関心事であると考えられるから、実名報道をする必要性は高い」と判示した。<sup>45)</sup><sup>46)</sup>

43) 名古屋高判平成2年12月13日判時1381号51頁。

44) 東京地判平成27年9月30日LEX/DB文献番号25541496。

45) 東京高判平成28年3月9日LEX/DB文献番号25542147。

46) 福岡高那霸支判平成20年10月28日LEX/DB文献番号25421423。

カード会社恐喝未遂逮捕事件判決は、実名報道について、本件記事では逮捕された事実を記載しているのであるから、「報道の必要性等からすると、実名報道も許される」とし、さらに「本件逮捕について、実名報道をされたとしても、自らの行為の結果であり、受忍の範囲内である」と踏み込んだ判断を示した。<sup>47)</sup>

## (2) 名誉毀損の成否の検討

名誉毀損に関する裁判例においては、実名報道することが違法ではなかったかを問題とするものが目立つ。

三重ゴミ収集車事件・1審判決は、本件報道について、捜査当局からの公表に基づくものであって、いずれも名誉毀損を免責する判例法理の3要件を充たしていると認めたうえで、実名をあげて報道したことが違法にXの名誉を毀損したかどうかについて、「犯罪報道にあたり、関係当事者の実名をあげるかどうか……は、その犯罪の内容、被害者や市民の感情及びそのときの社会通念等を十分に考慮したうえ総合的に判断すべき事柄」であり、本件では、捜査機関が公表した犯罪につき、その被疑事実が真実と認められ、かつ、これを正確に報道していることに加え、Xの被疑事実の内容などを併せて考えると、被告新聞社らがこれまでの慣行どおり実名で報道したことを違法な行為といえない、と判断した。<sup>48)</sup>

三重ゴミ収集車事件・2審判決は、この事案を名誉毀損の事件であることを前提に、大要つぎのように述べて、被疑者の実名報道に違法性がないと判断した。<sup>49)</sup> Xは、逮捕されていなかったものの、報道当時、被疑事実は証拠によって固められ、検察官にその被疑事実を以て送致されたこと、被疑事実による被害は死者2名で、塵芥収集車による特異かつ重大な事故であること、被害者側の心情、社会一般の市民レベルの意識、感情からみて、軽微事件とは扱い得ないこと、他方、記事の扱いは、いずれも一段の写真なしのベタ組みの地味な扱いで、見出しあり客観的であること、記事内容も送致事実の範囲に止まっていることなどが認められる。実名による各社の本件報道は、当時の報道の実情、本件

47) 東京地判平成28年8月4日LLI/DB文献番号L07131882。

48) 津地判昭和63年7月21日判時1300号108頁。

49) 名古屋高判平成2年12月13日判時1381号51頁。喜多村・前掲注4)331頁。

報道の態様、被疑事実の程度、態様、控訴人の責任ある社会的地位、被害者側の心情、社会感情などからみて、Xにとって名誉なものでなかつたが、これのみで直ちに違法なものと解することは難しい、と結論づけた。

沖縄教諭逮捕事件・1審判決は、「最近では、比較的軽微な犯罪については、被疑者の氏名を匿名とした報道がされることが増加しているが、公務員、とりわけ公立学校の教諭の生徒に対する破廉恥罪については、実名報道がされることも決して少なくないのであって、このような報道のあり方は、青少年を指導する立場にあり、一般の公務員より一層高い倫理性を要求される公立学校の教諭の職務の特殊性等に照らして相応の合理性があるというべきである。したがつて、公立中学校の教諭について実名報道をすることは、社会的に許容されている」と解した。そして、「本件被疑事実は、公立中学校の教諭であるXが指導を受ける立場にある女子中学生に対し、みだらな性行為をしたというものであるから、……Xが逮捕されたことを実名報道したことは、社会的に許容されるものであり、違法性を欠く」と結論づけた。<sup>50)</sup>

このほか、沖縄教諭逮捕事件・2審判決は、本件各報道が名誉毀損に当たるかについて、本件各報道は、Xの社会的評価を低下させるものであり、その名誉を毀損するとしつつ、名誉毀損の免責要件を検討し、本件被疑事実は公共の利害に関する事実（公共性）に係り、本件各報道はその目的が専ら公益を図ることにあって（公益性）、Yらが本件被疑事実を真実と信ずるについて相当の理由があるから（相当性）、Yらには故意または過失がないとして、名誉毀損の成立を否定した。<sup>51)</sup>

また、偽造契約書逮捕事件・1審判決は、名誉毀損における違法性阻却事由などの有無について検討し、「本件逮捕に係る被疑事実は、裁判の公正を妨げ、司法制度全体に対する信頼を揺るがしかねないものであって、決して軽微な事件とはいはず、司法制度を利用する多くの国民の利害に影響を与えるものであることから、社会に対して注意を喚起し、同種事案の再発を防止するという観点からも、被疑者の氏名を公表する社会的意義は大きい。したがつて、本件各

50) 那覇地判平成20年3月4日LEX/DB文献番号25400348。

51) 福岡高那覇支判平成20年10月28日LEX/DB文献番号25421423。

記事の摘示事実のうち、被疑者の氏名も、公共の利害に関する事実に含まれるというべきであり、その報道は専ら公益を図る目的に行われたものということができる」として、被疑者の実名が名誉毀損の免責要件の「公共性」に含まれ、実名報道は「公益性」も充たすという判断を示した。<sup>52)</sup>

偽造契約書逮捕事件・2審判決は、1審判決と同様に、本件逮捕に係る被疑事件について、軽微な事件とはいえず、これを報道する社会的意義は大きいと認められるから、名誉毀損の免責要件の「公共性」「公益性」を充たすと判断した。そして、「Xが逮捕された被疑者の段階にあり、一般の私人であることを考慮しても、Xの氏名を含めて犯罪の報道をすることが公共の利害に関する事実の報道に当たらないとはできない」と判示した。<sup>53)</sup>

公正証書原本不実記載逮捕事件判決は、原告Xが、通常の犯罪に関して被疑者の実名を報道する必要性はないから、当該事実が後に誤りであると判明した場合、被疑者の実名を摘示・特定して犯罪報道を行なった者は、過失の有無にかかわりなく責任を負うべきであると主張したのに対して、「犯罪の報道において、公共の利害に関するものとみなされるのは、犯罪事実自体のみならず、これと一定の関連性を有する事実も含まれ、被疑者の氏名や顔写真が関連性を有しないとまではいえない」、つまり被疑者の実名は犯罪事実と関連性があり、公共の利害に関すると解しうることを示した。<sup>54)</sup>

### (3) プライバシー侵害の成否の検討

プライバシー侵害について、近時の判例法理では、プライバシーを公表されない法的利益と公表する理由とを秤にかけ、どちらが重要かを判断する「比較衡量」という手法で、ケースバイケースに判断している。<sup>55)</sup>ノンフィクション『逆転』事件・上告審判決は、そのリーディングケースと考えられている。本稿第

52) 東京地判平成27年9月30日LEX/DB文献番号25541496。

53) 東京高判平成28年3月9日LEX/DB文献番号25542147。

54) 東京地判平成2年3月23日判時1373号73頁。

55) この節全体的に、山田隆司「名誉毀損・プライバシー侵害」松井修視編『レクチャー情報法』135頁（法律文化社、2012年）参照。

56) 最3小判平成6年2月8日民集48巻2号149頁。ただし、この上告審判決は、プライバシーという用語を使用しておらず、プライバシー侵害に関するものであるかどうかについては議論がある。建部雅『不法行為法における名誉概念の変遷』94頁以下（有斐閣、

三章においては、実名報道に関わる司法判断を主として下級審判決にみてきたが、この上告審判決は、いわゆる報道機関の報道ではないものの、ノンフィクション作家の書籍による広義の報道とも言いうるものであり、また、実名報道に直接関するものではないが、いかなる場合に人格的利益を侵害したといえるかを示した重要判例とされており<sup>57)</sup>、犯罪の前科がある者の実名を社会に流布した点で本稿のテーマと密接に関わることから詳述する。

本件で問題となった書籍に実名で登場するXは、作品の中で前科と実名が公表され、プライバシーを侵害されて精神的苦痛を被ったとして、慰謝料支払いを求めて提訴した。1審・2審は、実名を使用して約12年前の前科を公表したことがXのプライバシー侵害にあたるとして、慰謝料の支払いを命じ、上告審判決は、これを維持した。最高裁判所第3小法廷は、Xの実名で前科を公表されない利益を侵害したなどとして、Yに50万円の支払いを命じた1審・2審判決を支持し、上告棄却の判決を言い渡したのである。<sup>58)</sup>

この上告審判決は、実名での前科公表が許されるケースもある、とする。具体的には、事件自体の公表に歴史的または社会的な意義が認められるような場合、その者の社会的活動の性質、社会に及ぼす影響力の程度などによって、前科公表を受容しなければならない場合、その者が選挙で選ばれる公職者、その候補者など、社会一般の正当な関心の対象となる公的立場にある人物である場合――を挙げる。そして、「ある者の前科等にかかる事実が実名を使用して著作物で公表された場合に、以上の諸点を判断するためには、その著作物の目的、性格等に照らし、実名を使用することの意義及び必要性を併せ考えることを要する」とし、「前科等にかかる事実については、これを公表されない利益が法的保護に値する場合があると同時に、その公表が許されるべき場合もあるのであって、ある者の前科等にかかる事実を実名を使用して著作物で公表したこ

---

2014年) 参照。

57) 喜多村・前掲注4) 326-330頁。同判決について、プライバシー侵害を理由とする不法行為の成否に関して一般的な法的構成を示した、あるいは名誉毀損における免責法理とは異なる次元で不法行為成立の可能性を承認した重要判例であると評価されている。

58) 東京地判昭和62年11月20日判時1258号22頁、東京高判平成1年9月5日高民集42卷3号325頁。

とが不法行為を構成するか否かは、その者のその後の生活状況のみならず、事件それ自体の歴史的又は社会的な意義、その当事者の重要性、その者の社会的活動及びその影響力について、その著作物の目的、性格等に照らした実名使用の意義及び必要性をも併せて判断すべきもので、その結果、前科等にかかる事実を公表されない法的利益が優越するとされる場合には、その公表によって被った精神的苦痛の賠償を求めることができる」とした。

長良川事件報道訴訟・上告審判決では、『逆転』事件・上告審判決を引用するかたちで、「プライバシーの侵害については、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合に不法行為が成立する」と明示し、名誉毀損とは異なる判断枠組みとして、「被侵害利益ごとに違法性阻却事由の有無等を審理し、個別具体的に判断すべき」とした。<sup>59)</sup>

以上のように、プライバシー侵害の成否については、一般に、名誉毀損の成否とは別個に検討されることになるが、それは実名報道の場合も同様である。それを改めて確認したのが前章でみた偽造契約書逮捕事件・1審判決である。ここでは、Yらは、「犯罪報道において、一方で名誉毀損について免責法理により不法行為は成立しないしながら、他方でプライバシー侵害について違法とすれば、憲法21条の保障を空文化してしまうことから、犯罪報道など公共の利害に関する事実の報道として、違法性を阻却される表現行為は、原則としてその範囲内では違法となるプライバシー侵害もない」と主張するが、「外部的名誉（社会的評価）とプライバシーは全く別個の法益であり、記事の内容が真実であってもプライバシー侵害は成立し得ることからすれば、名誉毀損について免責法理の適用により不法行為が成立しないからといって、当然にプライバシー侵害の不法行為が成立しないということはでき」ないとして、Yらの主張を否定した。<sup>60)</sup>

沖縄教諭逮捕事件・2審判決は、名誉毀損とは別個の問題として、人には、いわゆるプライバシーの権利があり、その法的保護が問題となるとし、長良川事件報道訴訟・上告審判決を参照する。そして、「逮捕されたという事実は人の

---

59) 最2小判平成15年3月14日民集57巻3号229頁。

60) 東京地判平成27年9月30日LEX/DB文献番号25541496。

社会的評価に直接かかわる私生活上の情報であるから、これを実名をもってみだりに公表されることは、プライバシーの一環として法的保護を受けるものであり、逮捕された事実を正当な理由なく実名で報道されないという利益は、不法行為法による保護の対象となると解される」から、「本来、本件においては、実名報道がされた結果としての名誉毀損による不法行為の成否を問題とする前に、そもそも、実名報道自体がXのプライバシーの侵害として不法行為に当たらないかどうかを検討する必要があった」とし、「名誉毀損による不法行為の成否とは別個に、プライバシーの侵害による不法行為の成否について判断を加える」とした。

この2審判決は、「本件各報道は、Xの承諾なしにXの実名を報道しているから、プライバシーの侵害に該当するものである。そして、プライバシーの侵害によって不法行為が成立するか否かについては、実名を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合に不法行為が成立する」とし、「実名を公表されない法的利益」と「実名を公表する理由」について検討する。そして、Xは、本件被疑事実により逮捕されたことが実名で報道されると、職場への復帰が事实上困難になるなど、社会生活上、重大な影響を被ることになるから、実名報道より、匿名報道の方が相当であるといえる。他方、本件被疑事実によりXが逮捕されたことを実名で報道すべき必要性も、十分に肯認することができる、とした。結局、本件の事情を総合して比較検討すると、実名を公表されない法的利益も十分に考慮する必要があるものの、本件被疑事実の内容からすれば、被疑者の特定は被疑事実の内容と並んで公共の重大な関心事であると考えられるから、実名報道をする必要性は高いといわなければならず、実名を公表されない法的利益が実名を公表する理由に優越しているとは言えないと判断し、本件各報道について、<sup>62)</sup> プライバシー侵害を理由とする不法行為の成立も否定した。

偽造契約書逮捕事件・1審判決は、プライバシー侵害について、ノンフィク

61) 福岡高那霸支判平成20年10月28日LEX/DB文献番号25421423。

62) Xは、NHK・地元民放3社を相手取る「対メディア訴訟」と、県を相手取る「対行政訴訟」の2本立てで損害賠償を求め、提訴したが、いずれも1審から最高裁まで原告敗訴の判決が下った。各紙2010年6月9日付。

ション『逆転』事件・上告審判決を引用し、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量する枠組みを示した。<sup>63)</sup> すなわち、本件各記事は、Xの氏名および逮捕事実などを報道しているが、氏名については、自己が欲しない他者にみだりに開示されたくないと考えるのは自然であり、逮捕された事実と相まって、嫌がらせを受ける可能性が高いことに鑑みれば、一般人の感受性を基準として当該私人の立場に立った場合に公開を欲しない情報であるとしたうえで、「プライバシーの侵害については、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合に不法行為が成立する」から、「Xの社会的地位、当該犯罪行為の内容、これらが公表されることによってXのプライバシーに属する情報が伝達される範囲とXが被る具体的被害の程度、記事の目的や意義、当該記事において当該情報を公表する必要性など、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由に関する諸事情を個別具体的に審理し、これらを比較衡量して判断することが必要である」という基準を示す。

この1審判決は、本件において「Xのプライバシーに属する情報は、かなり広範囲に伝達されたことが認められるところ、これによって事後回復が事実上不可能な被害が生じ得ることから、Xのプライバシーに属する事実を公表されない法的利益を軽視することができない」としながらも、被疑者の氏名、逮捕事実などを報道することは、報道内容の真実性や正確性の担保のため一般的に必要であり、Xのプライバシーに属する事実を公表する必要性は小さいといえないことなどから、「本件各記事は、これを報じる意義、必要性が、これらのプライバシーに係る情報を公表されない法的利益に優先するから、本件各記事について、プライバシー侵害を理由とする不法行為は成立しない」とした。

このように、ノンフィクション『逆転』事件・上告審判決の判断枠組みに具体的な事件を当てはめると、実名報道の必要性が優越してプライバシー侵害が否定される結論に傾きがちであるかのようにも受けとれる。

63) 東京地判平成27年9月30日LEX/DB文献番号25541496。

64) 堀口・前掲注4) 110頁では、本件1審判決を引用した本件2審判決について、「具体的な事情によっては実名犯罪報道が違法なプライバシー侵害に当たりうるという注目すべき指摘をした」と評価している。

この点、偽造契約書逮捕事件・2審判決は、犯罪の被疑者の実名を逮捕事実と共に報道することが、いかなる場合でも許されるかという点について検討し、逮捕された被疑者については無罪の推定が及ぶ点を考慮すると、「各事件における被疑事実の内容、被疑者の地位や属性などの具体的な事情によっては、プライバシー保護の要請が……公共性に勝り、被疑者段階における実名等の個人情報を含む犯罪報道が、名誉棄損あるいはプライバシーの違法な侵害に当たる場合があることは否定できない」とした。<sup>65)</sup>

#### (4) 司法判断のポイント

以上の司法判断の分析から、つぎのようなポイントを指摘することができる。

I 実名報道の原則について、今後議論の余地があるといった慎重な見解を示す司法判断が複数みられるものの、報道における被疑者の特定は、犯罪ニュースの基本的要素であって、犯罪事実自体と並んで公共の重要な関心事と認める司法判断が複数あること。（三重ゴミ収集車事件・2審判決、偽造契約書逮捕事件・1審判決、同・2審判決）

II 犯罪報道における逮捕された被疑者の実名は「原則」あるいは「通例」となっている（三重ゴミ収集車事件・2審判決）、一定の公務員の実名報道は、その職務の特殊性などによって社会的に許容されている（沖縄教諭逮捕事件・1審判決）、国民の知る権利にこたえ、報道の正確性・客觀性を期するためには匿名よりも実名による報道の方が適当である（沖縄教諭逮捕事件・2審判決）、実名報道は、その内容の真実性や正確性の担保のために一般的に必要である（偽造契約書逮捕事件・1審判決）、そもそも逮捕事実を記載する報道の必要性などから実名報道が許される（カード会社恐喝未遂逮捕事件判決）といった理解があること。

III 実名報道は、名誉毀損の成否の検討対象となりうるが、報道内容に誤りのない一般的な犯罪ニュースの場合、判例法理によって確立している名誉毀損の免責要件を充たす、あるいは、違法性が認められない、報道機関に故意または過失がないとして、名誉毀損が否定される可能性が大きいこと（三重ゴミ収集車事件・1審判決、同・2審判決、沖縄教諭逮捕事件・1審判決、同・2審判

---

65) 東京高判平成28年3月9日 LEX/DB 文献番号 25542147。

決、偽造契約書逮捕事件・1審判決、同・2審判決)。

IV 実名報道については、前項の名誉毀損とは別個に、プライバシー侵害の成否を問題としうる。この場合、「実名を公表されない法的利益」と「実名を公表する理由」とを比較衡量することになり、考慮要素の評価の仕方によっては違法なプライバシー侵害の成立が認められる可能性が出てくる(偽造契約書逮捕事件・1審判決、同・2審判決、沖縄教諭逮捕事件・2審判決)。もっとも、この点、たとえば偽造契約書逮捕事件において、本件被疑実は人命に関わる重大犯罪ではなく、一般私人である原告Xは逮捕されたが起訴されておらず、このような場合にまで実名報道の必要性が勝るのだとすれば、違法なプライバシー侵害に当たるのは、通常なら報道されない極めて微罪かつ平凡な事件について、あえて実名を出して報道したというような相当例外的なケースに限られる、<sup>66)</sup>という指摘がある。

V 先にIIIにおいてみたように、実名報道について名誉毀損を理由に争ったとしても、それが否定される可能性が大きく、IVにおいてみたように、実名報道についてプライバシー侵害を理由に争った場合、違法なプライバシー侵害の成立が認められる可能性が一定程度あるが、これ以外の争い方としては、その他の人格的・利益侵害として、具体的には「実名を公表されない利益侵害」を理由として争うことが考えられる(『逆転』事件・上告審判決参照)<sup>67)</sup>。

以上のポイントを踏まえると、被疑者の実名報道に起因する名誉毀損および

66) 本件1審判決を引用した本件2審判決について、堀口・前掲注4) 110頁。

上田健介「表現の自由I——実名報道」市川正人編『プリメール憲法』127頁(法律文化社、2004年)では、名誉権との関係では実名を出すこと自体が問題となりにくく、プライバシー権との関係では、犯罪それ自体と関係の薄い被疑者の身辺や生活の実名報道には慎重な判断が必要だが、犯罪そのものの実名報道については認められる可能性が高まるとしている。

67) 『逆転』事件・上告審判決は、いわゆる前科照会事件の上告審判決(最3小判昭和56年4月14日民集35巻3号620頁)を参照し、「ある者が刑事事件につき被疑者とされ、さらには被告人として公訴を提起されて判決を受け、とりわけ有罪判決を受け、服役したという事実は、その者の名誉あるいは信用に直接にかかる事項であるから、その者は、みだりに右の前科等にかかる事実を公表されないことにつき、法的保護に値する利益を有する」と判示した。

プライバシー侵害に関する裁判を処理する司法判断の枠組みは、犯罪報道について被疑者実名報道主義を探る報道機関の現状を前提とするならば、基本的に妥当なものであると評価することができる。もっとも、名誉毀損の成立を否定したうえで、実名報道によるプライバシー侵害の成否の判断に当たって比較衡量の手法を安易に採ると、プライバシー概念自体が必ずしも明確ではなく、裁判官の恣意的な判断の余地もあることから、表現する段階において報道機関に萎縮効果を生じさせる恐れがある。また、名誉毀損およびプライバシー侵害のほかに、「実名を公表されない利益侵害」を検討する可能性も考えられるが、この場合についても同様の懸念がある。いずれにしても、比較衡量の事例が積み重ねられ、実名報道が認められる範囲について、判例法理と言いうるほど明確な判断基準の確立が求められる。その際、被疑者の社会的地位、犯罪の重大性(加えて、場合によっては、犯罪時から報道時までの「時の経過」)については必須事項として勘案されるべきであろう。

## 五 おわりに

本稿では、実名報道の根拠について、報道機関の見解を概観し、実名報道の当否に関する司法判断を検討してきたが、実名報道そのものに対しては、いわゆる「匿名報道主義」の立場から、さまざまな批判があることは周知の事実である。<sup>68)</sup>それら一つ一つについて、ジャーナリズム論および民事法・刑事法の観点だけでなく、人格権と表現の自由を調整する憲法的観点からも検討を加えていくことが求められよう。

また、近時、インターネットの進展によって、実名報道に新たな問題が加わった。犯罪ニュースにおいて被疑者の実名がひとたびサイバー空間に発信されると、瞬時に世界規模で拡散し、それを消去することは困難となるから、実名を公表された者は、いくら時が経過しても忘れてもらえないという状況が生じているのである。こうした実名犯罪報道によるプライバシー侵害は深刻さを増していると言いうるが、これを他方の秤にかけてもなお、実名公表の必要性が常

---

68) たとえば、飯島・前掲注12) 所収の各論稿。浦部法穂『憲法学教室〔第3版〕』172頁(日本評論社、2016年)も参照。

に優越すると言えるのかが問われている、という指摘がある。<sup>(69)</sup>

ジャーナリズムや弁護士会などにおいて匿名報道の議論がなされる中、日本における裁判例では、現在のところ、実名報道は一定程度、容認されているようと思われる。もっとも、裁判例が認める実名報道の意義・理由づけは限定的であり、報道機関が実名報道をこれまでと同程度、引き続き実施するのであれば、現在の見解を精緻化するとともに、さらに説得力を有する根拠を付け加える必要がある。司法判断に対して、実効性のある影響を与えるために、ジャーナリズム論における「理論武装」が迫られていると言えよう。

\*本稿は、JSPS 科研費 15K03254 による研究成果の一部である。

(本学法学部准教授)

---

69) 堀口・前掲注4) 110頁。